

中野市立小中学校における学習用タブレット端末使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、中野市立小中学校（以下、「学校」という。）の学習用タブレット端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学習用タブレット端末は、学校の教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

(管理責任者)

第3条 学習用タブレット端末の管理責任者は学校長とする。

2 管理責任者は、学習用タブレット端末を適正に管理するため、情報管理者を指名し業務を行わせることができる。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、すべての学習用タブレット端末が、常に最良の状態で使用できるように、管理場所を定め、適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、学習用タブレット端末の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて指導、助言を行う。

3 管理責任者は、学習用タブレット端末の脆弱性を塞ぐために、アップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。

4 管理責任者は、タブレット端末にアプリケーションソフトウェア（以下、「アプリ」という。）をインストールすることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に留意する。

(1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること

(2) 信頼できるものであること

(3) 有料アプリが必要な場合は、事前に中野市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）と協議すること

5 管理責任者は、定期的に学習用タブレット端末を確認し、不要なデータ等はその都度削除する。

6 管理責任者は、学習用タブレット端末に障害・事故等が発生したときは、すみやかに教育委員会に連絡しなければならない。

(使用者)

第5条 学習用タブレット端末の使用者は、学校に在籍する児童・生徒及び教職員とする。

(使用者の責務)

第6条 使用者は、学習用タブレット端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

- 2 使用者が児童・生徒であった場合、使用に当たっての学習用タブレット端末の管理については、授業担当者又は担任が、適正に行うものとする。
- 3 使用者は、学習用タブレット端末の使用後、使用する際に作成されたデータは必要に応じて定められたクラウドストレージに保存する。また、一定の間、学習用タブレット端末に保存しておいてもよいが、容量に留意する。
- 4 使用者が学習用タブレット端末を用いてクラウドサービスを使用する場合は、学習や学校活動に関することのみとする。
- 5 使用者は、学習用タブレット端末にアプリをインストールすることができない。ただし、使用者が教職員の場合、第4条第4項に定めるところにより管理責任者と協議する。
- 6 学習用タブレット端末を校外に持ち出す場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、すみやかに目的地に運ぶこととする。
- 7 使用者は、常に最良の状態で使用できるように管理する。

(適正利用)

第7条 学習用タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令及び中野市個人情報保護条例（平成17年中野市条例第24号）を遵守しなければならない。

- 2 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。
 - (1) 第2条の目的以外の利用
 - (2) 信頼できるWi-Fi以外への接続
 - (3) 校務用ネットワークへの接続
 - (4) ID、パスワードの漏洩
 - (5) 個人的なメールアドレス、クラウドサービス用アカウント等の使用
 - (6) 個人のクレジットカード情報の入力
 - (7) 許可を得ない写真・動画の撮影及びインターネットへのアップロード
 - (8) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
 - (9) 児童・生徒によるアプリインストール
 - (10) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
 - (11) アプリ内課金
 - (12) 使用者による学習用タブレット端末に設定される制限の解除
 - (13) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項
- 3 前項の禁止行為を行って生じた費用及び損害は、使用者が負わなければならない。
- 4 前項の使用者が児童・生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。

(使用の制限・停止)

第8条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。

2 前項により指導を受けた者が再度の注意によっても改善が図られない場合は、管理責任者は、使用者に対し学習用タブレット端末の使用を制限又は停止することができる。

(障害・事故)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

(1) 学習用タブレット端末を毀損、紛失したとき、又は盗難の被害にあったとき

(2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき

(3) 学習用タブレット端末が正常に動作しなくなったとき

(4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらのおそれのある事実を発見したとき

2 故意による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、学習用タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

3 学習用タブレット端末の使用者が児童・生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 学習用タブレット端末の利用に関して、本規定に定めのない事項が発生した場合には、管理責任者と教育委員会との話し合いの上、対処するものとする。

附 則

この規定は、令和3年6月1日から施行する。